

事業者の皆さまへのお願い

12月11日までの集中対策期間において
ご協力いただき誠にありがとうございます。

札幌市における新型コロナウイルスの感染拡大の状況と
医療体制の状況を鑑み、集中対策期間が延長されました。

事業者の皆さまにおかれましては、引き続きご協力をお願いいたします。

○協力要請の概要

■期間 **12月12日(土)から12月25日(金)まで** の2週間

■対象施設 (対象区域) と要請内容

札幌市内

・接待を伴う飲食店

※風営法第2条第1項第1号に
該当する営業を行う店舗

すすきの地区※

・酒類提供を行う飲食店
(バー、ナイトクラブ等)

※南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域
(狸小路は、狸小路1丁目から狸小路7丁目までのアーケードに面する店舗)

・酒類提供を行うカラオケ店
・酒類提供を行う料理店等
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)

休業

営業時間を短縮

営業時間は
「午前5時から午後10時まで」

酒類提供時間を短縮

酒類提供時間は
「午前5時から午後10時まで」

新北海道スタイルに基づく対策を徹底

○協力支援金の概要 (12日以降分) 【第3回支援金】

■支援金

- ・接待を伴う飲食店 ⇒ **1施設 (店舗) あたり 60万円**
- ・酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等 ⇒ **1施設 (店舗) あたり 30万円**

【主な条件】

原則、12月12日(土)～12月25日(金)の全期間において要請に応じること
(新たにご協力いただく事業者などは12月14日(月)から)

※申請の受付開始は、12月28日(月)以降を予定 (詳細は後日公表)

▶これまでの支援金と同様に、休業・営業時間短縮等に取り組んでいただいたことがわかる書類や営業に必要な許可証の写し (接待を伴う飲食店については、風営法の風俗営業許可の許可証の写し) などをご提出いただくことを予定しています。

※申請書類は12月21日(月)からホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター、西創成まちづくりセンターで配布する予定です。

○お問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 0570-200-105

受付時間 8:45～17:15

※ 年内は12月28日(月)まで (12月27日(日)までは土・日も開設)
年始は1月4日(月)から開設いたします。

■ホームページ (札幌市公式ホームページ内)

集中対策期間の再延長に伴う営業時間短縮等の要請について

(http://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/sanji_yosei.html)



○協力支援金（11月28日～12月11日分）の概要【第2回支援金】

申請要件などの概要は以下のとおりです。
詳細は申請書類をご確認ください。

- ・申請書類は12月11日(金)からホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所などで配布しています。

《配布場所》
市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター、西創成まちづくりセンター

■ 支援金

- ・接待を伴う飲食店
⇒ 1施設（店舗）あたり 60万円
- ・酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等
⇒ 1施設（店舗）あたり 30万円

■ 受付期間

令和2年12月14日(月)～令和3年1月8日(金)【消印有効】

※11月27日（金）までの要請にご協力いただいた場合の第1回支援金は、第2回支援金の申請とは別に申請が必要となります。ご注意ください。

よくあるお問い合わせ

Q 「接待を伴う飲食店」とは何か？

A 風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

※支援金の申請の際には、風営法の風俗営業許可の許可証の写しを提出いただきます。

11/7(土)	11/27(金)	11/28(土)	12/11(金)	12/12(土)	12/25(金)
11/7～11/27の協力要請		11/28～12/11の協力要請		12/12～12/25の協力要請	
対応する支援金【第1回】 1施設（店舗）あたり 20万円		対応する支援金【第2回、第3回】 <ul style="list-style-type: none">・接待を伴う飲食店 1施設（店舗）あたり 60万円・酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等 1施設（店舗）あたり 30万円			
受付期間 12月1日(火) ～1月8日(金)		受付期間 12月14日(月) ～1月8日(金)		受付期間 12月28日(月)以降の 受付を予定	